

虐待防止のための指針

社会福祉法人 上富良野町社会福祉協議会

訪問介護事業所

1. 当事業所における虐待防止に関する基本的方針

当事業所は、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者・障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたることとします。

2. 虐待の定義

1) 身体的虐待

暴行的行為などで利用者の身体的に外傷や痛みを与えるまたはその恐れのある行為を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果であるかは問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任して利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせにより利用者に精神的、情緒的苦痛を与えること。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為・性的接触・性的嫌がらせをすること。

または利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 虐待防止検討委員会の設置

虐待などの発生防止・早期発見に加え、虐待などが発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として「虐待防止検討委員会(以下委員会)」を設置します。

(2)委員会の組織

委員会の構成員は、事務局長、各事業所管理者とします。

また、社会福祉士などの専門職、第三者委員を構成員として、必要に応じて委員を任命することとする。

なお、本委員会の運営責任者は 事務局長 とし、各管理者 を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

- ・必要に応じて、上富良野町役場 保健福祉課 高齢者支援班、上富良野町地域包括支援センターに相談・助言を求めます。

(3)委員会の開催

委員会は運営責任者の招集により年間計画に基づき、定期的を開催するとともに必要に応じて随時開催します。

重大事例が発生した場合は、24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法などを検討します。

- ・委員会は集合形式を基本としますが、必要に応じてオンライン等を活用し行います。

その際、厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

(4)委員会における検討事項

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待防止のための指針の整備・見直しに関すること。
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告ができる体制整備に関すること。
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待などが発生した場合、その発生原因などの分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 前号の再発防止の策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと。

(5)結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録そのほかの資料を作成し、職員に回覧する等して周知徹底を図ります。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ・職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待などの防止に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき、虐待防止を徹底します。

- ・具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ① 高齢者・障害者虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - ② 高齢者・障害者権利擁護事業・成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
- ・実施は、年1回以上行います。
また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- ・研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、書面・電磁的記録などにより保存します。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。
- 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には役職位の如何を問わずに、厳正に対処します。
- また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待が発生した場合の相談報告体制

- ・職員等がほかの職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。
- ・虐待者が担当者であった場合は、他の上席等に相談します。
- ・担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等から相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で虐待等を行った当人に事実確認を行います。
- ・虐待者が担当者の場合は、他の上席担当者が代行します。

また、必要に応じて、関係者から事情を確認します。

- ・ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対して改善を求め、就業規則に則り必要な処置を講じます。
- ・ 上記対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断された場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- ・ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ・ 事業所内で虐待等の発生後、再発防止の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- ・ 必要に応じて関係機関や地域住民等に対して説明し、報告いたします。

7. 成年後見制度の利用支援

- ・ 利用者または家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、法人内で協議する等適切な窓口を案内する等し、支援を行います。

8. 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

- ・ 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容については苦情解決責任者に報告します。
当該責任者が虐待を行ったものである場合には、他の上席者に相談します。
- ・ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- ・ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者に対する指針の閲覧

- ・ 職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針を閲覧することができるよう、事業所に備え付けることとする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- ・ 定めた研修のほか、本協議会やその他提供される虐待防止に関する研修などには積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に常に努め、研鑽を図ります。

附則

この指針は令和6年4月1日より施行する。